

令和 8 年

第 2 回

富里市農業委員会議事録

令和 8 年 2 月 9 日（月）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第2回）

日 時 令和8年2月9日（月）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
 - 6 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について
 - 7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（7名）

1番	欠員	2番	田口榮一
3番	秋元和子	4番	森田孝子
5番	伊井義則	6番	塩澤英一
7番	津田博明	8番	相川克義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和8年第2回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は7名中7名ですので、会議は成立しております。

(午後1時25分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

津田 博明 君、田口 榮一 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

田口委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田口委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は田口です。概要は議案書のとおりです。申請理由として、権利者は贈与を受ける、義務者は贈与をするものです。申請地の位置は、富里第一小学校から西に約1キロメートルに位置します。境界は樹木で確保されています。進入路は市道に接しており確保されています。第三者の権利はありません。現状は、草は刈られており数本のブルーベリーが植えられている状態でした。権利者の経営面積は、自己所有地が約29,000平方メートルで、主に水稻や人参を作付けしています。土地取得後はブルーベリーを作付けする予定です。従業者は1人です。農機具等は一式完備されております。自宅からの通作距離は徒歩で約10分です。以上のことから効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

議 長 次に、所有権移転2を議題とします。

秋元委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

秋元委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は秋元です。概要は議案書のとおりです。申請理由として、権利者は新規就農、義務者は経営規模縮小です。申請地の位置は、三区児童遊園から北東へ約800メートルに位置し耕されておりました。境界は樹木で確保されています。進入路は市道に接しており確保されています。第三者の権利はありません。権利者は新規就農者であり、目標とする営農類型は露地栽培で主に、とうもろこし、さつまいも、白菜、大根等を作付けする予定です。作物の出荷先は確保されております。権利者の営農面積は、新規就農者のためありません。営農経験はありませんが、地域の農業者の指導を受けながら営農予定であり、経営規模拡大の意欲が見受けられました。従農者は2人です。農機具等は一式完備されております。自宅からの通作距離は約25キロメートルであり、自動車を使用して約50分です。以上のことから効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転3を議題とします。

田口委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田口委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転3について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は田口です。概要は議案書のとおりです。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は経営規模縮小です。申請地の位置は、富里第一小学校から南東へ約2キロメートルに位置しています。進入路は農道に接しており確保されています。第三者の権利はありません。現状は耕されておりました。権利者の経営面積は、自己所有地が約18,000平方メートルで、主に水稻を作付けしています。土地取得後は水稻を作付けする予定です。従農者は2人です。農機具等は一式完備されております。自宅からの通作距離は自動車です約3分です。以上のことから効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転4を議題とします。

田口委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田口委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転4について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は田口です。概要は議案書のとおりです。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は経営規模縮小です。申請地の位置は、向台こども園から北東へ約700メートルに位置しています。進入路は権利者が耕作している農地に接しており確保されています。第三者の権利はありません。現状は耕されておりました。権利者の経営面積は、自己所有地が約26,000平方メートルで、主に水稻や人参を作付けしています。土地取得後は人参等を作付けする予定です。従農者は2人です。農機具等は一式完備されております。自宅からの通作距離は徒歩です約1分です。以上のことから効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 長 次に、所有権移転5から7について、関連がありますので、一括議題といたします。

採決は、所有権移転5から7については、分割して行います。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転5から7について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は森田です。概要は議案書のとおりです。申請理由として、権利者は新規就農、義務者は離農の為です。申請地の位置は、北総中央用水富里揚水機場から西へ約200メートルに位置しています。進入路は市道に接しており確保されています。第三者の権利はありません。現状は耕されておりました。権利者は新規就農者であり、目標とする営農類型は露地野菜で主にカボチャ、人参を作付けする予定です。作物の出荷先は確保されています。権利者の営農面積は、新規就農者のためありません。従農者は2人です。農機具等は、トラクター、軽トラック、噴霧器は所有し徐々に必要な機械を揃えていく予定です。権利者の農業経験は千葉県立農業大学校で1年間学び、週2回で8カ月間ほど農業者の指導を受けました。自宅からの通作距離は徒歩で約1分です。以上のことから効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより所有権移転5について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転6について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

議 長 次に、所有権移転7について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

議 長 次に、所有権移転8を議題とします。

秋元委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

秋元委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転8について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は秋元です。概要は議案書のとおりです。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は経営規模縮小です。申請地の位置は、富里市消防団第19分団機庫に隣接しています。境界は樹木で確保されています。進入路は市道に接しており確保されています。第三者の権利はありません。現状は耕されておりました。権利者の経営面積は、自己所有地が約32,000平方メートル、借入地が約88,000平方メートル、合計約120,000平方メートルで、主にサツマイモ、人参、ジャガイモを作付けしています。土地取得後はサツマイモ、人参、ジャガイモを作付けする予定です。従業者は11人です。農機具等は一式完備されております。作業場からの通作距離は約5キロメートルであり、自動車を使用して約10分です。以上のことから効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議長 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1を議題とします。

秋元委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

秋元委員 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は秋元です。概要は議案書のとおりです。申請理由として、自己所有地において今後自らが農業を継続することが困難であるため、土地の有効活用を検討していたところ賃貸事業を行うことが適当であると判断したためです。申請地の位置は、はなみずきの里から西へ約400メートルに位置します。農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっており、資金関係については、事業に必要な資金を上回る額の融資証明の書類確認をいたしました。工事期間中については仮囲いなどの安全対策を行い、土砂の流出、粉じん等の防止に努めます。雨水の処理は敷地内浸透、上水は公共上水道に接続し、汚水や雑排水は浄化槽を設置します。以上のことから、本案件は許可相当と思われます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は森田です。概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、富里インターチェンジから北へ約300メートルに位置し、農地種別は第2種農地です。転用事由としては、建売分譲住宅で13棟の建築等が目的となります。土地選定としては、纏まった土地で建築に適切な土地であるためとのことでした。農業振興地域除外関係につきましては、令和7年7月16日付けで除外となっており、資金関係については、全て自己資金で事業に必要な資金を上回る額の残高証明の書類確認をいたしました。工事期間中については、土砂の流出、粉じん等の防止に努めます。排水計画は、雨水は浸透貯留槽、雑排水は合併浄化槽、流末の確保は側溝へ接続します。日照、通風等による支障はありません。以上のことから、本案件は許可相当と思われま。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

議 長 次に、所有権移転2を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は森田です。概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、獅子穴交差点から南へ約200メートルに位置し、農地種別は第2種農地です。転用事由としては、長屋住宅で2棟の建築が目的となります。土地選定としては、成田空港や富里インターチェンジへのアクセスが良いことや、大規模な商業施設や医療機関が多いことから需要が多い地域であるためとのことでした。農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっており、資金関係については、事業に必要な資金を上回る額の融資証明の書類確認をいたしました。工事期間中については、土砂の流出、粉じん等の防止に努めます。排水計画は、雨水は浸透貯留槽、雑排水は合併浄化槽、流末の確保は側溝へ接続します。日照、通風等による支障はありません。以上のことから、本案件は許可相当と思われまます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和8年1月22日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進

計画案の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の12ページから13ページに記載のとおりです。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎報告第1号

議 長 日程第6 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について、御説明します。次第の14ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 報告第1号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

◎報告第2号

議 長 日程第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明します。次第の15ページから18ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 報告第2号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後1時55分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員